

松田町告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）
第37条第1項第3号の規定により、道路の地震被害の拡大を未然に防止し、有事の際の避難経路や輸送道路の安全かつ円滑な交通の確保を図るため、次のように松田町内の緊急輸送道路の区域内において占用を制限する区域を指定する。

なお指定する区域の関係図面においては、公布日の翌日から起算して2週間、松田町役場1階のまちづくり課窓口にて配架し、一般の縦覧に供するものとする。

令和7年2月3日

松田町長 本山 博



1. 占用を制限する区域

路線名	区域
町道12号線	松田惣領2097番地先から
	松田惣領2069番5地先まで

2. 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3. 制限を開始する期日

令和7年4月1日